2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1.　（略）

2.2.　第２節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　協定規則第41号の規則6.2.に適合すること。この場合において、使用変速段は、協定規則第41号の附則３の規則3.2.(a)の変速段とし、使用レンジ・モードは、市街地走行時に通常使用されるレンジ・モードとすることができる。ただし、試験路及び測定場所は、協定規則第41号の附則３の規則1.2.1.の規定にかかわらず、別添40「加速走行騒音の測定方法」に規定する試験路及び測定場所とし、試験速度は、協定規則第41号の附則３の規則1.3.3.1.1.及び1.3.3.3.1.1.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則2.13.に規定するAA’における試験自動車の速度を協定規則第41号の附則３の3.2.(c)の速度とし、計測値の取扱いは、次のとおりとすることができる。

①　協定規則第41号の附則３の規則1.4.1.及び1.4.2.3.の規定にかかわらず、計測は２回行う。ただし、２回の計測値の差が２dBを超える場合には、計測値を無効とする。

②　$a_{wot,(i)}$の値は、協定規則第41号の附則３の規則1.4.2.3.の規定にかかわらず、$a_{wot,(i)}=（1／2）\times（a_{wot,(i),1}+a_{wot,(i),2}）$とする。

③　$L_{mode,(i),side}$の値は、協定規則第41号の附則３の規則1.4.5.の規定にかかわらず、$L_{mode,(i),side}=（1／2）\times（L_{mode,(i),side,1}+L_{mode,(i),side,2}）$とする。

⑵　（略）

3.　（略）

別記様式　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

⑴　保安上の装置のうち次に掲げる装置

①　法第41条第１項第１号の原動機及び動力伝達装置のうちペダル踏み間違い時加速抑制装置

②　法第41条第１項第３号の操縦装置のうちかじ取装置（運行補助機能に係る部分に限る。）

③　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置

④　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置

2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1.　（略）

2.2.　第２節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　協定規則第41号の規則6.2.に適合すること。

⑵　（略）

3.　（略）

別記様式　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

⑴　法第41条第１項第３号の操縦装置のうちかじ取装置（運行補助機能に係る部分に限る。）

⑵　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置

⑶　法第41条第１項第４号の制動装置のうち走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置

⑷　法第41条第１項第４号の制動装置のうち緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置

⑸　法第41条第１項第４号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置